

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話(099)226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2019年(令和元年) May 5月号

2019年度鹿児島労働局行政運営方針について



獅子島にて（出水郡長島町）

（写真提供者：村山隆氏）

目次 CONTENTS

さくらじま..... 1
 2019年度鹿児島労働局行政運営方針について..... 2～7
 鹿児島労働局幹部着任挨拶..... 8～9
 平成30年の
 労働基準監督署における申告監督実施状況について.....10
 産業保健 ～労働安全衛生法令の改正による
 個人サンプラーの導入について～.....11
 平成31年度（2019年度）労働保険年度更新のお知らせ.....12
 労務管理あれこれ
 ～月決め手当のあるパートの割増賃金の
 時間単価は時給でよいか～.....13
 平成31年度における
 新規高等学校卒業者の採用に係る日程等について！.....14

平成31年
 業種別死傷災害発生状況（平成31年3月末速報値）.....14
 平成30年 業種別死傷災害発生状況（確定）.....14
 平成31年 「STOP！熱中症
 クールワークキャンペーン」の実施について（通達）.....15
 中小規模事業場向け安全衛生相談窓口のご案内.....15
 保健師からのお届け クローバーたより
 ～毎日決まった時間に起きていますか？.....16
 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
 キャンペーンの実施について.....17
 各種行事・研修会等のご案内.....17
 令和元年6月の講習開催のご案内.....18

さくらじま

期待と不安を膨らませ4月から社会人への第一歩を踏み出した学生も入社してはや1ヶ月が経とうとしている。高校、大学生の就職内定率は景気の回復もあって、高い水準で推移しており、売り手市場の様相がさらに強くなってきている。

そのような中、先日とある会議に出席した際に、近年、スマートフォンが急速に普及したこともあり、パソコン（ワード・エクセル）を使えない学生が増えているという興味深い話をお聞きした。確かに、スマートフォンであれば、フリック入

力のできるのでローマ字で変換する必要もなく、採用選考のエントリーシートなどもワードで文書作成してペーパーで郵送しなくてもいつでもどこでもネット上で登録できる時代になっている。

以前、中高年の情報格差（デジタル・デバインド）という言葉をよく耳にしたが、スマートフォンがあれば何でもできる便利な時代の弊害なのかもしれないが、学生たちの中での情報格差が開きつつあるのかもしれない。ポリテクセンターにおいて従業員のIT力強化のための基礎的なITリテラシーの習得コースを実施しているのでご活用いただきたい。

労働行政のあらまし（2019年度 鹿児島労働局行政運営方針）

鹿児島労働局雇用環境・均等室

働き方改革の推進

●中小企業・小規模事業者等に対する支援

- ① 働き方改革関連法が円滑に施行されるよう中小・小規模事業者等に対して、「鹿児島働き方改革推進支援センター」を通じた相談支援を行うとともに、助成金の活用等による支援を行います。
- ② 地方公共団体及び労使等の関係者からなる「鹿児島働き方改革推進協議会」を開催し、中小企業等における働き方改革が円滑に進むよう、関係者との連携を図って支援を進めます。

●長時間労働の是正

【目標】10月中に過重労働解消に係る要請を、労使11団体以上に実施

【目標】「働き方・休み方改善ポータルサイト」に好事例企業4社以上掲載

- ① 長時間労働による過労死など心身の健康障害を発生させないよう、以下の取組を行います。
 - ・月80時間超の時間外・休日労働が疑われる企業等への立入調査や是正指導段階での企業名公表など企業全体に対する指導を徹底します。
 - ・11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、過重労働解消に向け集中的に周知・啓発します。

平成30年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督結果

- (1)重点監督の実施事業場:51事業場(違反38事業場、74.5%)
- (2)主な違反内容[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
 - ① 違法な時間外労働があったもの:19事業場(37.2%)
 - ② 賃金不払残業があったもの:4事業場(7.8%)
 - ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの:8事業場(15.6%)

- ② 働き方・休み方を見直し効率的な働き方を進めていくため、「働き方改革推進本部」のもと、主要企業の経営トップ等に対する働きかけ等を引き続き実施します。また、他の企業の参考となるよう取組事例を「働き方・休み方改善ポータルサイト」に掲載し、情報発信を行います。
- ③ 勤務間インターバル制度や短納期発注の抑制による納期の適正化並びに年次有給休暇の取組促進等を盛り込んだ「改正労働時間設定改善指針」の周知徹底を図り、企業の働き方・休み方の見直しを促します。

一般労働者一人当たりの年間総実労働時間



労働者1人平均年次有給休暇取得率



●改正労働基準法等の周知

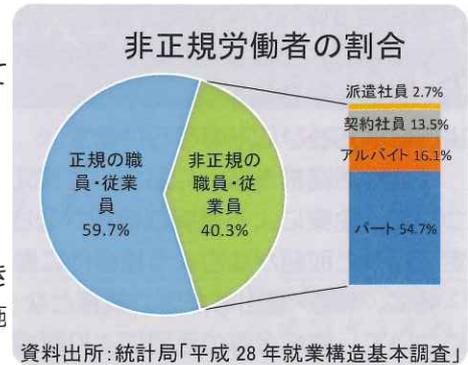
【目標】改正労働基準法を月平均1回以上説明会で周知

関係行政機関、関係団体等の協力を得ながら説明会やセミナー等を開催し、有給休暇の取得義務付けや中小企業等への適用が猶予される時間外労働の上限規制等の改正内容を、引き続き、県民の皆様に幅広く周知します。

●雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保対策の推進

【目標】法令違反等における期限内の是正割合90%以上

- ① パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法（以下「改正法」）の円滑な施行に向け、説明会の開催等あらゆる機会を通じて改正法及び「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」の周知徹底を図り、改正法に沿った賃金規定の見直し等の取組の促進を図ります。また、労働者に対しては「特別相談窓口」の設置等により相談対応を行います。
- ② 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けて、「鹿児島働き方改革推進支援センター」を通し、企業への助言、セミナーの実施等を行うことにより非正規雇用労働者の待遇改善を推進します。
また、キャリアアップ助成金等の活用による非正規労働者の正社員転換・待遇改善を促進します。
- ③ パートタイム労働者について、均等・均衡待遇及び正社員転換推進措置が図られるよう、パートタイム労働法の履行確保を図ります。
- ④ 契約を更新し、5年を超えた有期契約労働者には、無期転換申込権が発生することから、無期転換を避けることを目的とした雇止め等が行われることがないよう、無期転換ルールへの円滑な運用を図るために、周知徹底、導入支援、相談支援を行います。



●生産性向上の推進

- ① 人事評価制度や賃金制度の整備を通じて生産性向上を図り賃金アップ等を実現した企業に対する助成など、雇用管理改善に取り組む事業主に対して支援を行います。
また、生産性向上に資する設備等への投資により雇用管理改善を図る事業主に対する助成を行います。
- ② 雇用関係助成金については、一部の助成金において、生産性を向上させた企業に対する割増助成を実施します。

人材確保支援の推進

●若者・高齢者等の多様な働き手の参画の推進

- 【目標】 《若者》学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数 3,801件
 《高齢者》生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数 351件
 《生活困窮者等》生活保護受給者等の就職件数 1,250件



- ① 《若者・就職氷河期世代に対する就労支援等》若者の雇用管理の状況などが優良な「ユースエール認定企業」の拡大を中心とした県内企業の積極的な情報発信や、県外に進学した大学生に向けた、県と協力した都市圏での県内企業説明会の開催等により、UIターンによる県内就職の促進及び若年者の職場定着促進に取り組めます。また、いわゆる就職氷河期世代等の不安定就労者に対し、正社員就職に向けた集中的な支援を実施します。
- ② 《高齢者の就労支援・環境整備》生涯現役社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤としつつ、高齢者雇用安定法の義務を超え、年齢にかかわらず働き続けることが可能な企業の普及・啓発等に取り組めます。



●女性活躍推進

- 【目標】 法令違反等における期限内の是正割合 90%以上
 義務企業からの届出率 100%維持、認定取得企業を1社以上追加
 マザーズハローワーク事業における重点支援対象者の就職 92.7%



① 労働者が性別により差別されることなく、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにするため、男女雇用機会均等法関係法令の履行確保を行政指導等により徹底します。特に妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いやハラスメント等を受けないことができるよう周知並びに指導を行います。

② 「女性活躍推進法」に基づいて策定された一般事業主行動計画について、企業による着実な取組がなされるよう、また、えるぼし認定に向けた取組が進むよう積極的に働きかけます。

特に、策定・届出等が努力義務となっている300人以下の企業について、助成金等の活用により取組を促します。

③ 児童を扶養する母子家庭の母等について、地方公共団体に安定所の臨時相談窓口を設置する等により、早期就職の促進を図るとともに、求職者の希望に適合する仕事と子育てが両立しやすい求人の開拓を強化するほか、託児付きセミナーなど求職者のニーズに応じた支援に取り組みます。

女性活躍推進認定マーク「えるぼし」

第1段階 第2段階 第3段階
(評価項目を満たす項目数に応じて3段階)

●職業生活と家庭生活の両立支援対策

**【目標】 法令違反等における期限内の是正割合 90%以上
義務企業からの届出率 100%維持、認定取得企業を
2社以上追加**

① 非正規労働者を含めた男女労働者が、仕事と育児・介護の両立ができる職場環境を整備するため、行政指導等により育児・介護休業法の履行確保を図ります。さらに、育児休業などを理由とする不利益取扱いを受けないよう周知・指導を行います。

② 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について、各企業の実態に即した策定を促進するとともに、多くの企業がくるみん認定及びプラチナくるみん認定を目指した取組を進めるよう、積極的な働きかけを行います。また、助成金等の活用により、仕事と育児・介護の両立支援のための取組を推進している企業を支援します。

●障害者の活躍促進

【目標】 障害者の就職件数 2,048 件

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率が引き上げられたことから、障害者雇用の充実・強化を図るため、安定所と関係機関等が連携してのチーム支援、就職面接会、精神・発達障害者しごとサポーターの養成講座の実施等、障害者・難病者の就職促進に取り組みます。

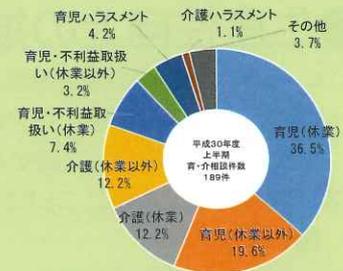
また、がん患者等について、就職支援ナビゲーターを配置し、がん診療連携拠点病院等との連携に取り組みます。

●ハローワークのセーフティネットとしての機能の強化

【目標】 就職件数（常用）33,383 件 充足件数（常用）32,361 件 雇用保険受給者の早期再就職件数 9,166 件

① 雇用失業情勢は引き続き改善している中、求人が求職を上回って推移していることから、求人者の人材ニーズを的確に把握し、求職者が応募しやすい求人条件や求人票の記載内容に係る助言・援助を行うなど良質求人確保に努めるとともに、マッチング精度向上に向け、基本業務の徹底を土台に、充足に向けた取り組みを一層強化するほか、事業所情報を組織的に収集・蓄積・共有するなど、能動的・積極的マッチングを推進します。

育児・介護休業関係相談状況



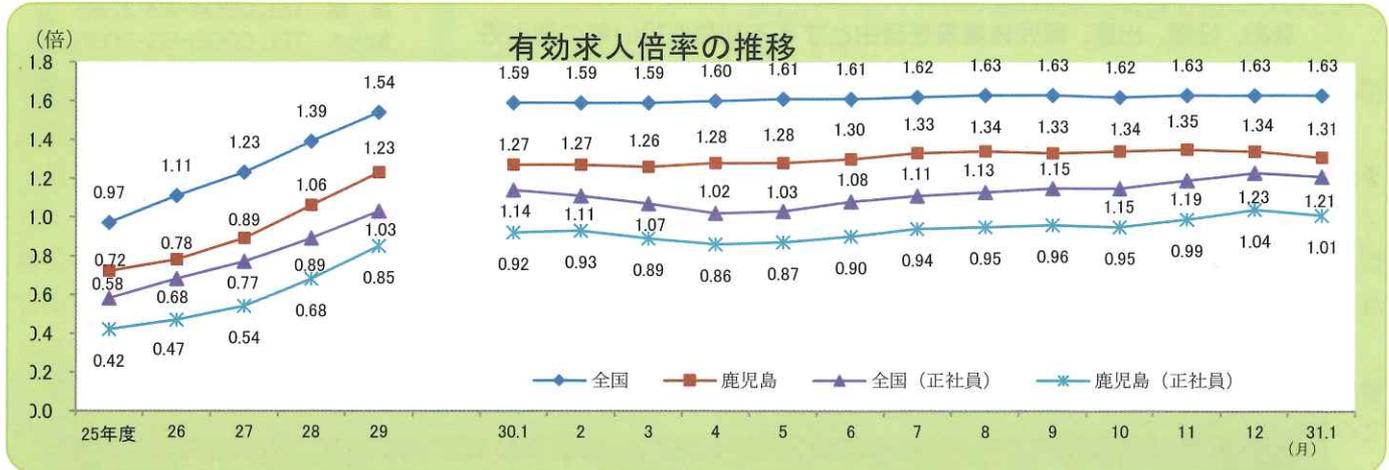
認定マーク 「くるみん」 特例認定マーク 「プラチナくるみん」



障害者実雇用率の推移(民間)



- ② 求職者に対して予約制・担当者制を積極的に活用するなどきめ細かな就職支援を行うとともに、求職者に対する相談窓口への誘導強化や、潜在的利用者の掘り起こし等に努めます。また、雇用保険受給資格者については、認定後の相談窓口への誘導強化など早期再就職に向けた支援の推進に取り組みます。
- ③ 雇用保険制度の健全な運用に努めるとともに、マイナンバーを含む個人情報漏えい等の防止の観点からも雇用保険関係届出書の積極的な電子申請の利用促進に取り組みます。
- ④ 職業訓練に関する的確な情報提供と訓練受講希望者へのジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを行うとともに、訓練受講者に対する安定した就職の実現に向けて積極的な就職支援に取り組みます。



●人材確保支援の総合的な推進、地域雇用対策の推進

- ① 人手不足分野の人材確保のために、人材確保等支援助成金の周知や活用促進を図るとともに、雇用管理改善促進に係る取り組みの実施により「魅力ある職場づくり」を推進します。
- ② 地方創生を推進し、国と地方自治体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むために締結した「雇用対策協定」に基づく事業を推進します。

●人材育成の強化

- ① 公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」について、関係機関と連携の上、周知・広報に努め、制度の活用促進を図ります。
- ② 関係機関と連携して職業訓練ニーズの把握を行い、鹿児島県地域訓練協議会において公的職業訓練の地域職業訓練実施計画を策定し、効果的な実施の推進に努めます。

安心して安全に働ける労働環境の確保のために

●労働条件の確保・改善対策

- ① 基本的労働条件の枠組み及び管理体制を確立・定着させるよう労働基準法等の遵守を指導します。また、重大又は悪質な事案は、書類送検を行うなど厳正に対処します。
- ② 解雇、賃金不払等に関する申告事案は、その早期の解決のため迅速かつ適切に対応します。
- ③ 賃金不払残業を防止するため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を周知・徹底します。

●総合的ハラスメント対策の一体的実施

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントや上司・同僚等からの妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントなど職場におけるハラスメントは複合的に生じることが多いため、一体的にハラスメントの未然防止を図るとともに、相談への迅速な対応を行います。

●個別労働関係紛争の解決の促進

【目標】助言・指導の申出件数及びあっせんの参加率を前年度以上

総合労働相談コーナーにおいて、労働関係の相談にワンストップで対応し、適切な情報提供・アドバイスを行うことより、個別労働紛争の未然防止を図ります。また、紛争に対しては、助言・指導、あっせんの利用を積極的に勧奨し、適正かつ迅速な解決を図ります。

なお、妊娠、出産、育児休業等を理由とする不利益取扱い等の個別労働紛争については、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく、調停等による紛争解決の援助を図ります。

総合労働相談コーナー

鹿児島労働局雇用環境・均等室内
TEL 099-223-8239
各労働基準監督署内
鹿児島 TEL 099-803-9640
川内 TEL 0996-22-3225
鹿屋 TEL 0994-43-3385
加治木 TEL 0995-63-2035
名瀬 TEL 0997-52-0574

●最低賃金制度の適切な運営

【目標】市町村広報誌等の掲載率を90%以上

- ① 鹿児島県で適用される最低賃金の周知・徹底と、その着実な履行確保に取り組みます。
- ② 最低賃金の履行確保上問題のある業種等を重点に監督指導等を実施し、遵守の徹底を図ります。

鹿児島県の最低賃金

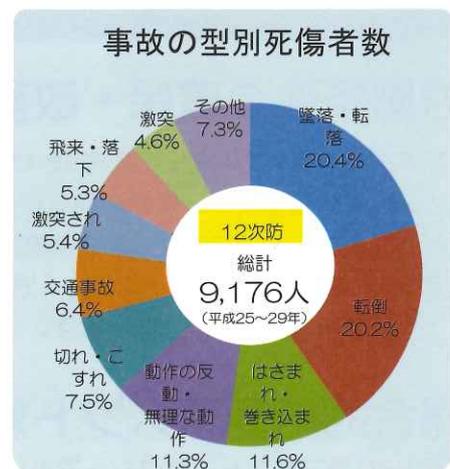
最低賃金の種類		最低賃金額(時間額)	効力発生日
地域別最低賃金	鹿児島県最低賃金	761円	平成30年10月1日
特定(産業別)最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	788円	平成30年12月28日
	自動車(新車)小売業	821円	平成30年12月28日

最新の最低賃金額は最低賃金テレフォンサービスで確認できます TEL 099-223-8881

●労働災害の防止対策

【目標】死傷者数を平成29年の2%減(目標値:1,921人以下)

近年、労働災害が増加傾向にあることから、第13次防労働災害防止計画に基づき、災害が多発している業種及び事故の型に着目して、労働災害防止団体や業界団体との連携、県・市町村への働きかけ等により、具体的な災害防止対策の指導やリスクアセスメントの実施促進をります。



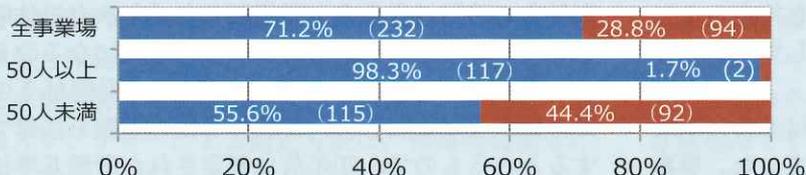
●職場における健康確保対策

【目標】ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合を57%以上

ストレスチェックについて、高ストレス者を医師の面談につなげることを始めとするメンタルヘルス不調未然防止のための取組のほかストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善及びこれらストレスチェックに係る取組の促進により、メンタルヘルスの「4つのケア」の普及を促進し、総合的なメンタルヘルス対策の推進を図ります。また、治療と仕事の両立支援の取組の促進を図ります。

平成30年度県内事業場メンタルヘルス対策の取組実施率

■ 4つのケア又はストレスチェックの5つのうちいずれか一つ以上を取組 ■ 取組なし



※「4つのケア」とは、労働者によるストレスの気づき等（セルフケア）、管理監督者による環境改善等（ラインケア）、相談窓口の設置等事業場内産業保健スタッフ等によるケア、医療機関等事業場外資源によるケアのことをいいます。

●労災保険給付の迅速・公正な処理

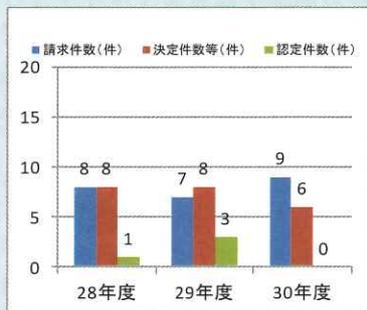
【目標】社会的関心が高く、複雑困難な事案（※）について、請求件数以上を決定

※ 脳・心臓疾患、精神疾患及び石綿関連疾患（労災保険法）に関する事案

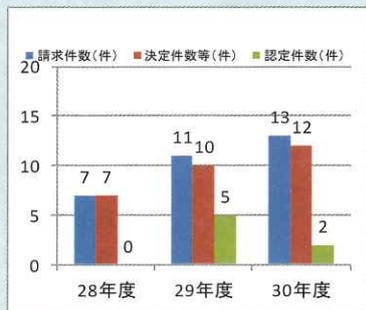
労災補償行政の使命である迅速・公正な補償・救済的確な実施について、今後とも取り組みます。特に複雑困難な事案が多い脳・心臓疾患事案、精神障害事案及び石綿関連疾患事案等については、認定基準等に基づき、より一層の迅速・公正な事務処理を推進します。

社会的関心が高く、複雑困難な事案の労災補償状況（主なもの）

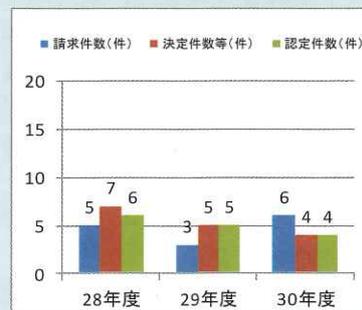
(1) 脳・心臓疾患



(2) 精神疾患



(3) 石綿関連疾患（労災保険法）



注1 平成30年度の件数は、平成31年1月末現在。

注2 決定件数等は、当該年度に業務上又は業務外の決定などを行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

注3 認定件数は、当該年度に業務上の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

●労働保険料等の適正な徴収

【目標】労働保険料収納率が前年度を上回る（平成29年度収納率98.05%）

労働保険料の徴収については、事業主等に対し、納付督促時などあらゆる機会に、口座振替制度の利用促進及び期限内納付の徹底を図ります。労働保険未手続事業については、事業主、事業主団体等に対する周知・広報に努め、保険制度の健全な運営と労働者福祉の向上を図るべく、対象事業場の把握及び加入指導による未手続事業の一掃に取り組みます。

労働保険適用事業場数及び労働保険料収納

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
労働保険料収納額 (単位:100万円)	24,359	25,374	25,320	22,593	19,868
労働保険料収納率	96.87%	97.26%	97.57%	97.82%	98.05%
労災保険適用事業所数	36,472	37,000	37,359	37,690	38,100
雇用保険適用事業所数	29,213	29,663	30,100	30,553	31,026

就任のごあいさつ



鹿児島労働局
労働基準部長

さがわ かずひこ
菅川 一彦

若葉の候、会員の皆様方におかれまして、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、4月1日付けで労働基準部長を拝命いたしました。県内の労働基準行政の推進に尽力してまいりますので、よろしくごお願い申し上げます。

私事ですが、前職は中央労働委員会事務局の西日本地方事務所で地方調査官として勤務しておりました。事務所は大阪にあります。生まれも育ちも大阪で、住むのは大学卒業以来20数年ぶりでした。おかげで阪神の情報がたくさん耳に入り、嬉しいやら辛いやらの毎日でした。九州勤務は、平成21年に長崎労働局の労災補償課長として赴任して以来、2度目になります。10年ぶりの九州で、本場の焼酎や良質な温泉が楽しみです。

さて、今年5月1日から元号が変わり「令和元年」となり、新しい時代の幕開けですが、労働行政にあっても「働き方改革元年」と呼ばれる重要な年で、いよいよ今年4月から「働き方改革関連法」の施行が順次スタートを切ることとなりました。同法については、残業時間の上限規制、年休取得の義務化、勤務間インターバル制度の普及促進、高度プロフェッショナル制度の導入などメニューが多彩であり、その上、2024年度までに段階的に施行されていくため、企業の皆様への周知・支援が重要な行政課題の一つとなっております。特に、県内は中小企業・小規模事業場が多く、また離島を含め地域も広範囲となりますので、きめ細かい対応に努めていかなければという思いであります。

そのほか、第13次労働災害防止計画に基づく労働災害防止の促進、県内の最低賃金額の周知と履行の徹底、労災保険給付の迅速・適正な処理の推進など重要な行政課題が数多くあります。この諸課題の解消に向けて、労働基準部の各課室及び県内の所轄労働基準監督署の職員が一丸となって取り組んでまいりますので、貴協会及び会員の皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴協会のご発展と会員皆様方のご健勝を祈念申し上げます、着任のご挨拶とさせていただきます。



鹿児島労働局
労働基準部監督課長

なかむら けんご
中村 健吾

緑風の候、会員の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。この度、4月1日

付けで監督課長を拝命いたしました中村です。何卒よろしくごお願いいたします。

さて、本年度の労働基準監督行政の重点課題は、何と申しましても働き方改革関連法により改正された労働基準法などの円滑な施行です。ご承知のとおり改正労働基準法などの規定は4月1日から順次施行されています。労働基準法の改正のポイントはいくつかありますが、「罰則付きの時間外労働の上限規制」と「年次有給休暇の夏季指定」などは、事業者にとって最も気になる改正のポイントではないかと思えます。特に、「罰則付きの時間外労働の上限規制」は、時間外労働の上限を法律で規制するというもので、70年前に制定された労働基準法において初めての大改革と言われていています。この背景に、「長時間労働の是正」や「過労死等ゼロ」を強力に進めるといふ思いがあることは言うまでもありません。

企業の規模や事業・業務により時間外労働の上限規制の適用が猶予されるものもありますが、この流れにしっかりと対応するためには、早め早めの取組み（準備）が何より大事です。

監督課といたしましても、長時間労働の是正や過重労働防止に係る指導を的確に実施することはもとより、事業主の方々にまずは改正労働基準法の理解を深めていただくための周知啓発に丁寧に取り組んでまいります。また、県内5か所の労働基準監督署では昨年4月に編成した「労働時間相談・支援班」を一層活用し、引き続き、主に中小企業の事業主の方に対し改正労働基準法に関する知識や労務管理体制についての相談への対応や支援を行ってまいります。

働き方改革元年の年として、良きスタートが切れるよう、私も監督行政という立場からではありますが、微力ながら、力を尽くしてまいりたいと存じます。会員の皆様方の格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員皆様方のご繁栄を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。



鹿児島労働局
労働基準部賃金室長

ひらまつ やよい
平松 弥生

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けで賃金室長を拝命いたしました平松でございます。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

賃金室には平成28年度から2年間在籍し、皆様方には、当時から最低賃金決定のための実態調査や最低賃金の周知などに様々なご協力をいただいております、深く感謝して

おります。

さて、当室では、鹿児島地方最低賃金審議会の運営をはじめ最低賃金決定までの手続きや、そのための賃金関係の統計業務、また、改正された最低賃金の周知や履行確保に係る業務を行っております。

このうち最低賃金制度は、「社会のセーフティネット」として、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図るとともに、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保するなど、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としているもので、極めて重要な業務であると考えております。

当県の現在の最低賃金は、「鹿児島県最低賃金 761円」「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 788円」「自動車（新車）小売業最低賃金 821円」に改正され、県内のすべての労働者に適用されております。

もとより微力ではございますが、精一杯努力して参りたいと存じますので、会員の皆様方の格別なご理解・ご協力を賜りますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様方のご繁栄を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



鹿児島労働局
労働基準部健康安全課長

えのきぞの かずひこ
榎園 和彦

新緑の候、公益社団法人鹿児島県労働基準協会会員の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けをもちまして、鹿児島労働局労働基準部健康安全課長を拝命いたしました。よろしくお願い申し上げます。

この3月までは、監督課の主任監察監督官として、労働局と労働基準監督署における監督指導の調整業務などに携わっておりました。鹿児島労働局健康安全課での勤務は4年ぶり3回目になります。

今年度は、死亡災害の25%以上減少や、死傷災害（休業4日以上）の5%以上減少などを目標とする「第13次労働災害防止計画（5か年計画）」の2年目になります。昨年の県内の労働災害は、死傷者数（休業4日以上）1,936人（対前年比25人減）、死亡者数13人（対前年比8人減）で、減少傾向にありますが、引き続き、13次防の目標達成に向けて、災害が増加している業種や、転倒、墜落・転落などの労働災害防止対策に取り組んでいく所存です。

また、昨年、「働き方改革関連法」が成立し、改正労働安全衛生法では、産業医・産業保健機能の強化や、医師による面接指導の対象労働者の要件について、1か月当たりの時間外・休日労働時間が100時間から80時間へ拡大されたことなど、あらゆる機会を通じて、改正内容

の周知を図ってまいります。

さらに、がんなどの病気になっても働き続けられる職場づくりのために、「治療と仕事の両立」が実現しやすい職場環境の支援にも努めてまいります。

微力ではございますが、労働者が健康で安心して働くことのできる職場を目指して、労働安全衛生行政を推進していく所存でございますので、貴協会及び会員の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、貴協会のますますの御発展と会員の皆様の御繁栄を祈念しまして、着任の挨拶とさせていただきます。



鹿児島労働基準局
労働基準部労災補償課長

くまがい なおまさ
熊谷 尚正

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労災補償行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで労災補償課長を拝命いたしました。何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、労災補償行政を取り巻く状況としましては、事実調査に多大な事務量を要する脳・心臓疾患事案、精神障害事案に係る請求件数及び認定件数は高止まりの状態となっているところです。とりわけ働き方改革の推進と相俟って過労死等の労災請求事案を巡る社会的関心は高く、労災補償行政においては、その迅速かつ的確な労災認定を図ることを求められており、また、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の成立および施行に伴う外国人労働者の増加に対する的確な対応についても求められているところです。

労災補償行政の推進に当たっては、不幸にして被災された方々への懇切・丁寧な対応及び労災保険給付の迅速・公正な事務処理への取組については、最も重要視していかねばならないと考えております。

また、労働者災害補償保険が保険制度である以上、制度への信頼を揺るがす不正受給の防止及び労災かくしの排除の対策にも、積極的に取り組まなければならないところです。

このような日々の積み重ねにより、鹿児島県の皆様に対して、信頼される労災補償行政になると考えております。

もとより微力ではございますが、私自身、皆様方のご支援をいただきながら、鹿児島県の労災補償行政の推進に努めていく所存でございますので、会員の皆様方におかれましては、今後とも変わらぬ御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

平成30年の労働基準監督署における申告監督実施状況について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局では、県内の5つの労働基準監督署において、申告・相談に対して迅速・的確に対応し、その早期解決を図ることに努めています。

労働者は、労働基準法等の法律に基づいて、事業場において労働関係法令に違反する事実があるときは、その事実を労働基準監督署に申告し、是正のための措置をとるよう求めることができるとされています。

平成30年（1月～12月）に県下の労働基準監督署において対処した労働基準法等に基づく申告は、別表1のとおり169件で、うち**123件（72.8%）で申告事項に関する違反が認められました。**

申告事項ごとの違反では、別表2のとおり**賃金不払い（最低賃金法違反含む）が最も多く97件**、次いで解雇が12件でした。

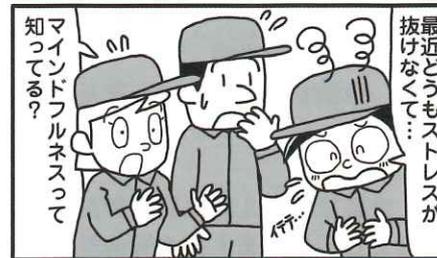
平成29年と比較すると申告件数は16件減少しているものの、依然として厳しい社会情勢が続いており、人手不足が深刻化している中で、事業主の皆様方には、労働基準法を始めとする関係法令を遵守し、働きやすい職場環境の整備に努めていただきますようお願いいたします。

別表1 業種別申告処理状況（平成30年1月～12月分）

業 種		区 分	監事 監督 実施 数	違事 業場 反数	違事数 業比 反場率
製 造 業	製 造 業	食 料 品 製 造 業	3	2	66.7
		織 維 工 業	0	0	0.0
		衣服その他の繊維製品製造業	1	1	100.0
		木材・木製品製造業	0	0	0.0
		家具・装備品製造業	0	0	0.0
		パルプ・紙・紙加工品製造業	0	0	0.0
		印刷・製本業	1	1	100.0
		化学工業業	2	2	100.0
		窯業土石製品製造業	1	1	100.0
		鉄 鋼 製 造 業	0	0	0.0
		非鉄金属製造業	0	0	0.0
		金属製品製造業	0	0	0.0
		一般機械器具製造業	2	2	100.0
		電気機械器具製造業	0	0	0.0
		電気送用機械等製造業	0	0	0.0
		電気・ガス・水道業	0	0	0.0
		その他の製造業	2	2	100.0
	小 計	12	11	91.7	
鉱 業	鉱 業	石 炭 採 取 業	0	0	0.0
		土 石 採 取 業	1	0	0.0
		その他の鉱業	0	0	0.0
	小 計	1	0	0.0	
建 設 業	建 設 業	土 木 工 事 業	6	5	83.3
		建 築 工 事 業	16	13	81.3
		その他の建設業	9	5	55.6
	小 計	31	23	74.2	
運 輸 交 通 業	運 輸 交 通 業	鉄 道 ・ 軌 道 ・ 水 運 ・ 航 空 業	0	0	0.0
		道 路 旅 客 運 送 業	5	1	20.0
		道 路 貨 物 運 送 業	5	2	40.0
		その他の運輸交通業	1	0	0.0
	小 計	11	3	27.3	
貨 物 取 扱 業	貨 物 取 扱 業	陸 上 貨 物 取 扱 業	0	0	0.0
		港 湾 運 送 業	2	2	100.0
	小 計	2	2	100.0	
工 業 的 業 種 計			57	39	68.4
農 林 業	農 林 業	農 業	3	3	100.0
		林 業	0	0	0.0
	小 計	3	3	100.0	
畜 産 ・ 水 産 業	畜 産 ・ 水 産 業	畜 産 業	3	2	66.7
		水 産 業	0	0	0.0
	小 計	3	2	66.7	
商 業	商 業	商 融 ・ 廣 告 業	29	23	79.3
		金 融 ・ 廣 告 業	4	3	75.0
映 画 ・ 演 劇 業	映 画 ・ 演 劇 業	映 画 業	0	0	0.0
		演 劇 業	0	0	0.0
通 信 業	通 信 業	通 信 業	0	0	0.0
		教 育 ・ 研 究 業	2	2	100.0
保 健 衛 生 業	保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	8	5	62.5
		社 会 福 祉 施 設	15	10	66.7
		その他の保健衛生業	2	0	0.0
	小 計	25	15	60.0	
接 客 娯 楽 業	接 客 娯 楽 業	旅 館 業	3	2	66.7
		飲 食 店 業	24	18	75.0
		その他の接客娯楽業	5	5	100.0
	小 計	32	25	78.1	
清 掃 ・ と 畜 業	清 掃 ・ と 畜 業	清 掃 業	3	2	66.7
		官 公 署	0	0	0.0
そ の 他 の 事 業	そ の 他 の 事 業	派 遣 業	2	1	50.0
		そ の 他 の 事 業	9	8	88.9
		小 計	11	9	81.8
非 工 業 的 業 種 計			112	84	75.0
合 計			169	123	72.8

別表2 違反事項種別（平成30年1月～12月）

主要事項別違反事業場数											
均 等 待 遇	労 働 基 準 法						最 低 賃 金 法	労 働 安 全 衛 生 法			じ ん 肺 法
	男 女 同 一 賃 金	賃 金 不 払 雇 用	解 雇	労 働 時 間 等		そ の 他		安 全	衛 生	そ の 他	
				一 般	年 少 者						
0	0	81	12	2	0	13	16	1	1	0	0





労働安全衛生法令の改正による 個人サンプラーの導入について

鹿児島産業保健総合支援センター産業保健相談員 東 正 樹
(株式会社 鹿児島環境測定分析センター 代表取締役)

1. はじめに

厚生労働省の「個人サンプラーを活用した作業環境管理のための専門家検討会」は、昨年11月に個人サンプラーを活用した作業環境測定とその評価の方法についての検討結果を報告書にまとめて公表しています。報告書の中で、個人サンプラーによる測定方法は、作業環境測定に加えて、リスクアセスメントも同時に行うことができるため、作業環境測定の一つの方法として広範な作業場に導入するのが望ましいとしています。私が鹿児島分会長を務める（公社）日本作業環境測定協会では、最近この話題で持ちきりです。協会では、個人サンプラーによる測定に関する研究発表等が数多くなされており、今後も個人サンプラーによる測定に関する講習会等を予定しています。

今回は、個人サンプラーによる測定が導入される背景と測定の概要をご紹介します。事業場及び衛生スタッフが気を付けるべき点について述べます。

2. 背景

現在、事業場で取り扱う化学物質等については、その危険・有害性の程度に応じて、作業環境測定の義務づけ（104物質）、リスクアセスメントの実施の義務づけ（673物質）及び努力義務（約7万物質）が課されています。（平成31年4月現在）

このうち作業「場」の環境を測定する手法である作業環境測定は、健康障害を未然に防ぐため健康診断と並んで重要ですが、次のような課題が指摘されています。

- ① リスクアセスメントにおけるリスクの見積方法としては、気中濃度とばく露限界を比較するのが望ましいが、現在の作業環境測定では労働者がばく露を受ける濃度を直接測定してない。
- ② 溶接や吹付け作業など作業者の近くに測定点を置くのが困難な作業では、作業者のばく露濃度を反映できない。
- ③ 諸外国では主にばく露濃度測定による管理が行われており、国際的整合性のほか、海外企業の国内進出や途上国支援などで障壁となる等の問題がある。

このような課題に対処するため、厚生労働省は個人サンプラーを活用した作業環境管理のための専門家検討会（以下、検討会）を立ち上げ、個人サンプラーによる測定の導入のあり方について検討を行いました。

3. 個人サンプラーを用いた測定とは

これまで作業環境測定ではわからなかった労働者のばく露濃度を測定することにより、より実態を反映した適切な対応が可能となります。個人サンプラーを用いた測定の詳細は今後定められますが、概要は以下の通りとなる見込みです。

- ・労働者自身がサンプラーを装着し、ばく露濃度を直接測定する。
- ・測定は、8時間測定を基本とする。
- ・対象者は、複数人選定することを基本とする。
- ・測定後の分析や報告書作成は、作業環境測定士が行う。

4. 事業場及び衛生スタッフが気を付けるべき点

検討会報告書によれば、従前の作業環境測定と個人サンプラーによる測定のいずれかを選択して作業環境管理を図ることとされています。したがって、事業場または衛生スタッフはそれぞれの特徴を把握したうえで比較検討を行い、労働者のばく露防止にとってより適切な方法を選択することが求められます。

その際、個人サンプラーによる測定の導入に当たっては、次のような点に留意が必要です。

- 測定器材の装着によって作業に支障はないか。
- 対象者及び人数は適切か。
- （作業環境測定に比べて測定可能な項目が少ないため）測定の可否について確認
- 測定料金（器材の購入やレンタル費含む）の確認
- 測定目的の再確認が必要（汚染箇所の推定等には、作業環境測定が優れる）
- 測定の方法について、専門家（作業環境測定士を想定）の意見を聞くのが望ましい

5. おわりに

個人サンプラーによる測定は、早ければ2021年度に改正省令等が施行されて、まず溶接や吹付け作業等に限定して先行導入され、その後全面導入の可否が検討される予定です。

事業場が測定方法を正しく選択できるよう、産業医や衛生管理者をはじめとした衛生スタッフの皆さんは、今後の法改正の動向を注視していただきたく存じます。

私も研修会等の機会を捉えて、法改正の動向をお伝えしていく予定です。

平成31年度（2019年度）労働保険年度更新のお知らせ

鹿児島労働局労働保険徴収室

平成31年度(2019年度)労働保険（労災保険・雇用保険）
保険料申告書の受付は、6月3日から7月10日までです。

- e-Gov【電子政府の総合窓口】から、電子申請により手続することも可能です。
- 保険料を口座振替により納付することが可能です。
- 平成31年度の保険料率は労災・雇用保険ともに前年度から変更はありません。
- 平成31年度 雇用保険料率表

事業の種類	負担者		失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率	①+② 雇用保険料率
	①労働者負担	②事業主負担			
一般の事業	3/1000	6/1000	3/1000	3/1000	9/1000
農林水産 清酒製造の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	4/1000	4/1000	12/1000

● 集合受付日程表

(注) 31年度は湧水町会場では実施しません。名瀬会場は開催日数が1日減となっていますのでご注意ください。

鹿児島	6月25日（火）	10：00～16：00	オロシティーホール（大会議室）	099-260-2111
	6月27日（木）	10：00～16：00	かごしま県民交流センター （東棟4階大研修室第3）	099-221-6600
	6月28日（金）			
	7月2日（火）	10：30～15：00	ホテルアクシアくしきの（みさきの間）	0996-32-4177
	6月17日（月）	10：30～15：00	南さつま市民会館（第2会議室）	0993-53-2331
	6月21日（金）	10：30～15：00	指宿市民会館（大会議室）	0993-22-4105
種子屋久	6月12日（水）	10：30～16：00	種子島合同庁舎（国）（第2会議室）	0997-22-1318
	6月13日（木）	9：30～12：00	中種子町立中央公民館（小会議室）	0997-27-1111
	7月4日（木）	13：30～16：00	屋久島離島開発総合センター（第1会議室）	0997-42-0100
	7月5日（金）	10：00～12：00	屋久島町総合センター（大会議室）	0997-43-5900
北薩	6月26日（水）	10：30～15：00	ホテルキング（2階バンケットホール）	0996-62-1511
	6月20日（木）	10：30～15：00	宮之城ひまわり館（いきいき学習室）	0996-52-1123
	7月3日（水）	10：30～15：00	薩摩川内市国際交流センター （2階会議室A・B）	0996-22-7741
	7月4日（木）			
大隅	6月12日（水）	10：30～15：00	曾於市商工会大隅支所（2階大会議室）	099-482-1432
	6月18日（火）	10：30～15：00	鹿屋合同庁舎（国） （4階会議室）	0994-43-3385
	6月19日（水）			
	7月5日（金）	10：30～15：00	志布志市文化会館（集会室1）	099-472-3050
始良伊佐	6月13日（木）	10：30～15：00	伊佐市文化会館（小ホール）	0995-22-6320
	6月24日（月）	10：30～15：00	国分シビックセンター（多目的ホール）	0995-45-5111
	6月26日（水）	10：00～15：00	加音ホール（第1・2会議室）	0995-62-6200
奄美	6月12日（水）	9：00～12：00	喜界町中央公民館（団体室）	0997-65-0229
	6月13日（木）	13：30～16：00	せとうち物産館（2階会議室）	0997-72-4595
	6月14日（金）	9：00～17：00	奄美文化センター（2階第2会議室）	0997-54-1211
	6月20日（木）	15：00～17：00	知名町中央公民館（2階会議室）	0997-93-2041
	6月21日（金）	9：00～12：00	和泊町商工会館（会議室）	0997-92-0148
	6月27日（木）	10：30～17：00	徳之島合同庁舎（2階会議室）	0997-82-1438
	6月28日（金）	9：00～12：00		

【お問い合わせは】

鹿児島労働局労働保険徴収室 電話099-223-8276 または最寄りの労働基準監督署まで

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

月決め手当のあるパートの割増賃金の時間単価は時給でよいか

（Q）時間外労働の割増賃金を計算する場合の時間単価の計算方法についてお尋ねします。

当社では、時給制のパートタイマーと日給制のアルバイトがおります。パートタイマーについては、基本的には時給なのですが、月決めの精勤手当（1万円）を支給しております。この場合の割増賃金の時間単価は時給としてよいのでしょうか。

また、アルバイトは月曜日から金曜日までが、6時間勤務、土曜日が3時間勤務となっておりますが、賃金は一律6,000円としております。この場合は、6,000円を6時間で除した1,000円を時間単価としてよいのでしょうか。

手当の単価を月給制の計算式で出した額を加算

（A）ご質問のパートタイマーの方の場合の計算方法についてみてみましょう。

パートタイマーの方の賃金は時給プラス月決めの精勤手当ということですので、時給のみを時間単価とするわけにはいかず、月決めで支給している精勤手当も含めて計算しなければなりません。

それでは、月決めで支給している精勤手当を時間単価にする計算方法ですが、これは、月ごとに支払われている賃金ですので、月給制の計算方法と同じということになります。具体的には、毎月の所定労働時間数が決まっている場合には、精勤手当の1万円をその時間で除した額になり、月によって所定労働時間数が異なる場合には、1万円を1年間における1か月平均所定労働時間数で除したものが時間単価となります。

したがって、御社のパートタイマーの方の時給が800円で、1年間における1か月平均所定労働時間数が50時間と仮定すると、時間単価は、

$$800円 + \frac{1万円}{50時間} = 1000円$$

となり、このパートタイマーの方には、時間外労働一時

間当たり1,250円（1,000円×1.25）を支払わなければならないことになります。

次に、アルバイトの方の場合の計算方法についてみてみましょう。

アルバイトの方は日給制ということですので、日給制の場合の時間単価の計算方法についてみてみると、

- ① 日によって定められた賃金については、その金額を1日の所定労働時間数で除した金額
- ② 日によって所定労働時間数が異なる場合は、1週間における1日平均所定労働時間数で除した金額とされています。

ご質問では、単純に6,000円を6時間勤務で除した額を時間単価としてよいかということですが、土曜日の3時間勤務も時間単価の計算に加えなければなりません。したがって、御社のアルバイトの方は、日によって所定労働時間数が異なりますから、日によって定められた賃金を1週間における1日平均所定労働時間数で除した金額が時間単価ということになり、計算式は次のようになります。

$$\frac{6時間 \times 5日 + 3時間 \times 1日}{6日} = 5.5時間$$

$$\frac{6000円}{5.5時間} = 1090.909... \approx 1091円$$

よって、アルバイトの方の割増賃金の時間単価は1,091円ということになります。

ほ
っ
と
こ
一
息
vol.3



ジャガイモの花（桜島の大地より）

平成31年度における新規高等学校卒業者の採用に係る日程等について！

鹿児島労働局訓練室

【令和2年3月卒業生の求人申込書の受付開始～】

- 高等学校卒業生対象 令和元年6月1日から
○求人受理後の日程は

- 7月1日以降 企業へ受付済求人票の確認返却（学校への訪問開始並びに文書募集の開始）
9月5日以降 学校から企業へ生徒の応募書類提出開始
9月16日以降 選考開始及び内定開始

※学生・生徒にとって、就職は、職業生活の第一歩を踏み出すことになる重要なものです。

事業主の皆様にとっても、長期的に企業活動を支える人材採用の重要な機会ですので、その年の採用計画については中長期的な人事計画等のもと、企業の人員構成、職場における要員の過不足の状態等を十分見極めた上で、募集・採用計画を決定し、早期の求人提出をお勧めします。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成31年2月分】

県内有効求人倍率 1.32倍（前月比0.01P増）
全国有効求人倍率 1.63倍（前月と同水準）

県内正社員有効求人倍率 0.99倍（前年同月比0.06P増）
全国正社員有効求人倍率 1.18倍（前年同月比0.07P増）

※本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、有効求人数が54ヶ月連続で前年同月を上回り、有効求人倍率（季節調整値）は、34ヶ月連続で1倍台で推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善していますが、今後の求人・求職の動きに注視してまいります。

各種助成金、活用してませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【中途採用等支援助成金】

- 平成31年度より、中高年齢者等の多様な就労機会の確保や労働生産性の向上に資するため、中途採用の拡大等を行う事業主に対して助成し、転職・再就職者の採用機会の拡大及び人材移動の促進を図るとともに、生涯現役社会の実現を推進することを目的として、中途採用等支援助成金が創設されました。
・中途採用拡大コース（平成30年度／労働移動支援助成金：中途採用拡大コース）
・U I J ターンコース（新規）
・生涯現役起業支援コース（平成30年度／生涯現役起業支援助成金）

ご相談は、県内ハローワークまたは職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

平成31年 業種別死傷災害発生状況（平成31年3月速報値）

鹿児島労働局

Table with 5 columns: Industry, Heisei 31 Fatalities, Heisei 31 Injuries, Heisei 30 Fatalities, Heisei 30 Injuries, Change in Fatalities, Change in Injuries. Rows include Manufacturing, Construction, Transport, etc.

① 死者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したものである。
② 死者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上のある災害によるもので、死亡者を含みます。
③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

平成30年 業種別死傷災害発生状況（確定）

鹿児島労働局

Table with 5 columns: Industry, Heisei 30 Fatalities, Heisei 30 Injuries, Heisei 29 Fatalities, Heisei 29 Injuries, Change in Fatalities, Change in Injuries. Rows include Manufacturing, Construction, Transport, etc.

① 死者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したものである。
② 死者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上のある災害によるもので、死亡者を含みます。
③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

平成31年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

（公社）鹿児島県労働基準協会

平成31年3月29日付け鹿児島労働局長より当協会長へ「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について別紙のとおり周知依頼がありました。

事業場におかれましては、職場における熱中症予防対策の徹底をお願い致します。

なお、実施要綱は、本会ホームページに掲載しています。

別紙

鹿労発基0329第12号

平成31年3月29日

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
代表者 殿

鹿児島労働局長
（公印省略）

平成31年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、毎年重点事項を示して予防対策に取り組んできており、平成29年からは「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

平成30年の全国の職場における熱中症の発生状況（速報値）は、休業4日以上死傷者数が1,128人、死亡者数が29人となっており、平成29年の発生状況（確定値）と比較して、死傷者数、死亡者数ともに2倍を上回る結果となりました。また、死亡災害の発生状況を見ると、建設業などの屋外作業を中心に発生していましたが、製造業などの屋内作業においても多数発生しており、これらの中には、WBGT値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られました。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図ることが必要です。

鹿児島県内におきましても、平成30年は死亡災害は発生しなかったものの、休業4日以上死傷者数は平成29年より3人増加し18人となりました（速報値）。

平成31年の本キャンペーンにおいては、職場における熱中症予防対策の浸透を図ることを目的とし、別添の平成31年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施することとしております。事業場におけるWBGT値の把握や緊急時の連絡体制の整備等の重篤な災害を防ぐ対策について、特に重点的に周知・啓発を関係団体等と実施します。

鹿児島労働局及び管内労働基準監督署におきましては、要綱の7（1）エの事項について実施することとしておりますが、貴会におかれましても、要綱の7（2）の事項につきまして、実情に応じた効果的な手法により実施していただきますようお願いいたします。また、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

中小規模事業場向け安全衛生相談窓口のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

当協会では、本年度も中央労働災害防止協会より委託を受けて、中小規模事業場安全衛生相談事業を実施します。この事業は、安全衛生に係る専門的知識やノウハウを有する相談員による助言、情報提供を通じて中小規模事業場の安全衛生水準の向上に寄与することを目的としています。

なお、今回は、全国安全週間説明会にあわせて相談窓口を設置します。

お気軽にご相談下さいませ。

相談日と窓口設置会場

期 日	設置予定時間	会 場
6月7日（金）	12時30分～16時30分	指宿市民会館（指宿市）
6月10日（月）		枕崎市民会館（枕崎市）
6月11日（火）		薩摩川内市国際交流センター（薩摩川内市）
6月12日（水）		加音ホール（始良市）
6月14日（金）		ホテルアクアくしきの（いちき串木野市）

相談は、専門家である労働安全コンサルタントがお受けしますが、内容によっては、後日回答させて頂く場合があります。

なお、当協会では、常時電話、FAX又はご来所により相談をお受け致します。

お気軽にご利用下さいませ。

問い合わせ先

（公社）鹿児島県労働基準協会 相談係 時間 午前9:00～17:00
鹿児島市新屋敷町16-16 電話 099-226-3621 FAX 099-226-3622

保健師からお届け

クローバーたより

毎日決まった時間に起きていますか？

健康第一 クロ葉さん♪ ～体内時計のリズムを整えて健康維持へ～

月曜の朝

休みなのに寝だめしたのに眠たかあ〜なんてけえ〜

1週間が始まったばっかや〜ど〜きばらんで〜！

※寝不足による身体疲労がある場合はしっかりと睡眠時間の確保が疲労回復の秘訣です！

寝だめは体内時計のリズムを崩す原因です！
規則正しい時間に起き朝日を浴び、朝食をしっかりと食べる事が大切です。

なるほど！

朝日を浴びて朝食をしっかりと食べるぞお〜！

ご飯は腹八分

睡眠時間は6〜7時間がBEST

クロ葉さんの健康への道はまだまだつづく...

出番ですよー!!

おいの健康法 40歳代 男性 【鹿児島市在住】

昨年の7月より歩いて通勤しています。毎日、片道約25分かけて来る事は最初のころは暑くて汗をかききつかったですが、続ける事で習慣になり苦にならなくなりました。

検査結果では体重も10kg痩せ、脂肪肝も無くなり、血液検査も全て正常になりました。どんなにいい健康法でもやめられてしまうとまたすぐに元に戻ってしまうので、あまり気負うことなくこれからもこの習慣を根付かせたいです。

おいも気をつけよう！ 次はわいの番だぞ！

パントンタッチ!!

健康の保持・増進のお手伝いをします!!



公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島
〒891-0115 鹿児島市東開町4-96

健康相談・お問い合わせはこちら 電話 099-266-2631

平日の朝は決まった時刻に起きるけれど休日は朝寝坊... 十分寝ているはずなのに、月曜日がだるい... こんな事ありませんか？

体内時計のリズムが乱れているかも！

体内時計とは？

睡眠のリズム、体温、血圧、ホルモン分泌など、人の生命を維持する機能を約24時間周期で調整している、生まれつき備わった生体リズム

このリズムが乱れると... 睡眠障害の原因！ 肥満・糖尿病・がんのリスク要因に！

休日の朝寝坊は 平日と比べて2時間以内に

体内時計を動かす刺激は「朝の光」と「朝食」



体内時計を朝型へリセットするには朝の光と朝食が鍵。朝食を抜いて昼や夜に食べる量が増えると、体内時計は後ろにずれやすく、リズムが乱れる原因に！
スマホやパソコン、TVからの青色波長もNG習慣×
夜の読書はスマホ読書よりBOOKがよいよ！！

セロトニン不足はうつ病の間接的な原因にもなります。楽しみを見つけ、しっかりと太陽の光を浴びることが大切です！

質の良い睡眠には幸せホルモンが重要

幸せホルモンの原料となる食材

精神を安定させる「幸せホルモン」と呼ばれるセロトニンを昼間に多く分泌することで、睡眠に欠かせないホルモンメラトニンの分泌が促進されます。



大型連休も規則正しく起きて楽しむが〜♪

クロ葉
心の狂句

寝るつが
ボヤスケになる
五月ボケツ
早寝早起き
フジ
健康のもと
クロ葉 健一



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの実施について

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

近年、進学率は趨勢的に上昇しており、長期休暇中と授業期間中の両方ともアルバイトで働く学生の割合が増加傾向にあります。また、学生のアルバイト時間も増加傾向にあるなど学生とアルバイトとの結びつきは強まっています。

学生アルバイトでは、学生の本分である学業と生活補助のためのアルバイトとの適切な両立が求められていますが、学業に支障をきたすほどの労働を強いられるなど、いわゆるブラックバイトが社会問題となっています。

鹿児島労働局では、特に多くの新生が入学がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までを「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンとして、若者相談コーナーの設置や周知・啓発活動を行っています。「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン

実施期間

2019年4月1日～7月31日

特に重点的に呼びかける事項

- ・アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！
※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。
- ・学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

- ・アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！
- ・アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。
- ・アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

鹿児島労働局の主な取組み

- ・大学等への出張相談を実施します。
- ・リーフレットの等の周知・啓発を行います。
- ・「若者相談コーナー」の設置し、大学生等からの相談を受け付けます。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」



各種行事・研修会等のご案内

(公社) 鹿児島県労働基準協会

Tel. 099-226-3621

各種行事・研修会等のご案内を致します。
詳細は最寄りの支部又は当協会本部までお問い合わせ下さい。
多数の参加をお待ちしています。

名 称	期 日	場 所
2019年度鹿児島労働安全衛生大会	2019年7月1日	鹿児島市民文化ホール
2019年度全国安全週間	2019年7月1日～7月7日	
ゼロ災運動K Y T トレーナー研修会	2019年9月26日・27日	鹿児島市
2019年度全国労働衛生週間	2019年10月1日～10月7日	
2019年度全国産業安全衛生大会	2019年10月23日～10月25日	京都市
職場リーダー向けリスクアセスメント研修	2019年11月13日	鹿児島市
鹿児島県労働災害防止研修会（無料）	2020年2月14日	鹿児島市

※詳細は、適時本誌（鹿児島労基）、ホームページ等でご案内致します。

令和元年6月 講習開催のご案内

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

鹿児島基準協会 検索

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 6/3~6/7 【科目免除者】 6/3~6/4	5/7~5/10	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円 【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	床上操作式クレーン運転	6/3~6/5	5/7~5/10	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転 士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	車両系建設機械運転 (解体用)	6/6	5/7~5/10	会員 17,780円 一般 18,780円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転（整地等）技能講 習修了者
	車両系建設機械運転 (解体用)	6/7	5/7~5/10	会員 17,780円 一般 18,780円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転（整地等）技能講 習修了者
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 6/10~6/14 【科目免除者】 6/10~6/11	5/13~5/17	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円 【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修 了者
	玉 掛 け	6/10~6/12	5/13~5/17	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレー ン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	小型移動式クレーン運転	6/17~6/19	5/20~5/24	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置 運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
	酸素欠乏・硫化水素危険 作 業 主 任 者	6/19~6/21	5/20~5/24	会員 18,440円 一般 19,440円	
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 6/24~6/28 【科目免除者】 6/24~6/25	5/27~5/31	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円 【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修 了者
	玉 掛 け	6/24~6/26	5/27~5/31	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレー ン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
特別 教育	低 圧 電 気 取 扱 ア ー ク 溶 接 等	6/13~6/14 6/17~6/19	5/13~5/17 5/20~5/24	会員 15,822円 一般 19,062円 会員 18,360円 一般 21,600円	
そ の 他	第一種衛生管理者試験準備講習	6/3~6/5	5/7~5/10	会員 20,520円 一般 23,760円	※会場がオロシティーホールとなります。
	安全衛生推進者養成講習	6/20~6/21	5/20~5/24	会員 12,284円 一般 13,284円	※会場がオロシティーホールとなります。
	第二種衛生管理者試験準備講習	6/27~6/28	5/27~5/31	会員 15,336円 一般 18,576円	※会場がオロシティーホールとなります。

種子島地区での講習会のお知らせ

種子島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0997-22-2736 FAX0997-22-2731

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	備考
ロ ー ラ ー 運 転 特 別 教 育	6/11~6/12	5/13~5/17	会員 16,820円 一般 20,060円	

鹿屋地区での講習会のお知らせ

鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転技能講習	6/24~6/28	5/27~5/29	会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者

薩摩川内地区での講習会のお知らせ

川内支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0996-25-1377 FAX0996-41-3936

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者
小 型 移 動 式 ク レ ー ン 運 転 技 能 講 習	7/8~7/10	6/3~6/7	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置 運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。